国土交通省 北陸信越運輸局　　毎月３回（1 日・11 日・21 日発行）

北陸信越運輸局報

明日の交通・環境を創造します。

平成２９年　４月　４日（火曜日）　　第５０７号

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目　　次

公　　示　△「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について　‥‥Ｐ１
△「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について　‥‥Ｐ５
△「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について　‥‥Ｐ８
△「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について　‥Ｐ１２
△「一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」の一部改正について　‥Ｐ１９
△「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」の一部改正について　‥Ｐ２２
△一般貸切旅客自動車運送事業者の初回更新期限について　‥Ｐ２５
△一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る事前試験の合格者について　‥Ｐ３５
△「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について　‥Ｐ３５
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請について　‥Ｐ４１

許認可等　△自動車部分解整備事業の認証　‥Ｐ４２

○ 公　　示

（自動車交通部）

■ 公示第９０号

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２８年１１月１８日付け公示第５６号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成２９年３月２１日から施行する。

平成２９年３月１５日

北陸信越運輸局長　　江　角　直　樹

別　添

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
公　　示 公示第５６号 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成２８年６月３日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４０条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。 平成２８年１１月１８日 北陸信越運輸局長　　江　角　直　樹 １．～３．　（略） ４．事業の停止処分 （１）事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（５．（１）又は５．（２）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。 なお、①による事業の停止処分は６月以内の期間を定めて行うとともに、２回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が５１点以上となった場合に行うものとする。 ①　（略） ②　次のいずれかに該当する場合（５．（１）③に該当する場合を除	公　　示 公示第５６号 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成２８年６月３日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４０条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。 平成２８年１１月１８日 北陸信越運輸局長　　江　角　直　樹 １．～３．　（略） ４．事業の停止処分 （１）事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（５．（１）又は５．（２）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。 なお、①による事業の停止処分は６月以内の期間を定めて行うとともに、２回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が５１点以上となった場合に行うものとする。 ①　（略） ②　次のいずれかに該当する場合（５．（１）③に該当する場合を除

く。） イ～ニ（略） ホ　法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第２４条第１項から第３項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合 ヘ～ル（略） ③（略） （２）～（１１）　（略）	く。） イ～ニ（略） ホ　法第２７条第３項の規定に基づく運輸規則第２４条第１項及び第２項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施していない場合 ヘ～ル（略） ③（略） （２）～（１１）　（略）
５．許可の取消処分 （１）許可の取消処分は、次の①から⑦までのいずれかに該当することとなった場合（（２）に該当する場合を除く。）に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、３．に規定する自動車等の使用停止処分又は４．に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。 ①～⑥　（略） ⑦　法第４３条の１５第９項に規定する負担金及び延滞金の納付命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から３年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合 （２）・（３）　（略）	５．許可の取消処分 （１）許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合（（２）に該当する場合を除く。）に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、３．に規定する自動車等の使用停止処分又は４．に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。 ①～⑥　（略） （新設） （２）・（３）　（略）
附　則 １．この公示は、平成２８年１２月１日から施行する。 ２．この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２５年９月２０日付け公示第４２号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。 ３．この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。	附　則 １．この公示は、平成２８年１２月１日から施行する。 ２．この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２５年９月２０日付け公示第４２号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。 ３．この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附　則（平成２９年１月１６日付け公示第７５号で一部改正） この公示は、平成２９年１月１６日から施行する。 附　則（平成２９年３月１５日付け公示第９０号で一部改正） この公示は、平成２９年３月２１日から施行する。	附　則（平成２９年１月１６日付け公示第７５号で一部改正） この公示は、平成２９年１月１６日から施行する。

別表

〇一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準　新旧対照表（案）

新				旧			
違反行為		基準日車等		違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反	適用条項	事項	初違反	再違反
運送法第23条第2項 （略）				運送法第23条第2項 （略）			
				運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	20日車	40日車
運送法第27条第3項 （略）	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第3項 （略）	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第24条	点呼の実施義務違反（注1）			運輸規則第24条	点呼の実施義務違反（注1）		
第1項、第2項、第3項	1　未実施（注2）（注3）	40日車	80日車	第1項、第2項	1　未実施（注2）（注3）	40日車	80日車
	2　不適切（注4）	20日車	40日車		2　不適切（注4）	20日車	40日車
	3　軽微な違反（「1」「2」以外の違反）	警告	10日車		3　軽微な違反（「1」「2」以外の違反）	警告	10日車
	（注1） ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 （注2） 通達本文4.（1）②ホに該当するものを除く。 （注3） ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施（運行上やむ得ない場合を除く。）した点呼 ・乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 ・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った点呼 （注4） ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼				（注1） ・未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 （注2） 通達本文4.（1）②ホに該当するものを除く。 （注3） ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施（運行上やむ得ない場合を除く。）した点呼 ・乗務の開始前に点呼を行わず、乗務の開始後に行った点呼 ・乗務の終了後に点呼を行わず、乗務の終了前に行った点呼 （注4） ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼		
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	20日車	40日車				
運輸規則第68条	運行管理補助者の選任解任届出違反			（新設）			
	1　選任又は解任の届出に係るもの	警告	10日車				
	2　虚偽の届出に係るもの	60日車	120日車				
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反			（新設）			
	①一種類の管理不適切	警告	10日車				
	②複数種類の管理不適切	20日車	40日車				
運輸規則第47条の7第1項	輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反			（新設）			
	1　未報告	警告	10日車				
	2　虚偽の報告	60日車	120日車				
運送法第43条の15第9項	負担金等納付命令違反	60日車	通達本文5.（1）⑦による	（新設）			

■ 公示第９１号

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２５年９月２０日付け公示第４２号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成２９年３月２１日から施行する。

平成２９年３月１５日

北陸信越運輸局長　　江　角　直　樹

別　添

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について　（新旧対照表）

新	旧
公　　示 公示第４２号 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４０条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。	公　　示 公示第４２号 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４０条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成２８年６月３日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２８年１１月１８日付け公示第５５号）に従って行うこととする。	なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成２８年６月３日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２８年１１月１８日付け公示第５５号）に従って行うこととする。
平成２５年9月２０日	平成２５年9月２０日
北陸信越運輸局長　和　迩　健　二	北陸信越運輸局長　和　迩　健　二
１．通則（略） ２．法令違反に係る点数制度（略） ３．自動車等の使用停止処分（略） ４．事業の停止処分（略） ５．許可の取消処分（略） ６．特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準（略）	１．通則（略） ２．法令違反に係る点数制度（略） ３．自動車等の使用停止処分（略） ４．事業の停止処分（略） ５．許可の取消処分（略） ６．特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準（略）
附　則 １．この公示は、平成２５年１１月１日から施行する。 ２．この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 ３．４．（１）②の規定は、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１１月１日から同年１２月３１日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 30 日付け北信交旅第 448 号、北信交監第 115 号、北信技保第 65 号）及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 30 日付け北信交旅第 449 号、北信交監第 116 号、北信技保第 66 号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。 ４．この公示の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。	附　則 １．この公示は、平成２５年１１月１日から施行する。 ２．この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 ３．４．（１）②の規定は、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１１月１日から同年１２月３１日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 30 日付け北信交旅第 448 号、北信交監第 115 号、北信技保第 65 号）及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 21 年 9 月 30 日付け北信交旅第 449 号、北信交監第 116 号、北信技保第 66 号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。 ４．この公示の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附　則（平成２６年１月２７日付け公示第８２号で一部改正） １．この公示は、平成２６年１月２７日から施行する。 ２．改正後の道路運送法第３０条第２項違反の事項２に係る公示の規定は、平成２６年１月２７日以降の違反行為から適用する 附　則（平成２６年年４月３０日付け公示第８号で一部改正） この公示は、平成２６年５月１日から施行する。 附　則（平成２６年年７月１７日付け公示第３１号で一部改正） １．この公示は、平成２６年１０月１日から施行する。 ２．平成２６年９月３０日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。 附　則（平成２８年７月１日付け公示第１９号で一部改正） この公示は、平成２８年７月１日から施行する。 附　則（平成２８年１１月１８日付け公示第５５号で一部改正） １．この公示は、平成２８年１２月１日から施行する。 ２．「特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２３年１月２１日付け公示第７７号）は、平成２８年１１月３０日限り、廃止する。 附　則（平成２９年１月１６日付け公示第７４号で一部改正） この公示は、平成２９年１月１６日から施行する。 附　則（平成２９年３月１５日付け公示第９１号で一部改正） この公示は、平成２９年３月２１日から施行する。	附　則（平成２６年１月２７日付け公示第８２号で一部改正） １．この公示は、平成２６年１月２７日から施行する。 ２．改正後の道路運送法第３０条第２項違反の事項２に係る公示の規定は、平成２６年１月２７日以降の違反行為から適用する 附　則（平成２６年年４月３０日付け公示第８号で一部改正） この公示は、平成２６年５月１日から施行する。 附　則（平成２６年年７月１７日付け公示第３１号で一部改正） １．この公示は、平成２６年１０月１日から施行する。 ２．平成２６年９月３０日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。 附　則（平成２８年７月１日付け公示第１９号で一部改正） この公示は、平成２８年７月１日から施行する。 附　則（平成２８年１１月１８日付け公示第５５号で一部改正） １．この公示は、平成２８年１２月１日から施行する。 ２．「特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２３年１月２１日付け公示第７７号）は、平成２８年１１月３０日限り、廃止する。 附　則（平成２９年１月１６日付け公示第７４号で一部改正） この公示は、平成２９年１月１６日から施行する。

別表

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準　新旧対照表

新				旧			
違反行為		基準日車等		違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反	適用条項	事項	初違反	再違反
運送法第23条第2項 （略）				運送法第23条第2項 （略）			
				運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
（略）				（略）			
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車				
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反						
	①一種類の管理不適切	警告	10日車				
	②複数種類の管理不適切	20日車	40日車				

■　公示第９２号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月３０日付け公示第５４号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成２９年３月２１日から施行する。

平成２９年３月１５日

北陸信越運輸局長　　江　角　直　樹

別　添

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について　（新旧対照表）

新	旧

公　　示

公示第５４号

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４０条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号。以下「タク特法」という。）第５２条第１項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第１７条の３第１項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成１４年１月１７日付け国自総第４１４号、国自旅第１３９号、国自整第１３７号。以下「１４年通達」という。）は、廃止する。

平成２１年９月３０日

北陸信越運輸局長　後　藤　靖　子

１．通則（略）
２．法令違反に係る点数制度（略）
３．自動車等の使用停止処分（略）
４．事業の停止処分（略）
５．営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令（略）
６．許可の取消処分（略）

附　則

１．この公示は、平成２１年１０月１日から施行する。

公　　示

公示第５４号

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４０条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号。以下「タク特法」という。）第５２条第１項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第１７条の３第１項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。

なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成１４年１月１７日付け国自総第４１４号、国自旅第１３９号、国自整第１３７号。以下「１４年通達」という。）は、廃止する。

平成２１年９月３０日

北陸信越運輸局長　後　藤　靖　子

１．通則（略）
２．法令違反に係る点数制度（略）
３．自動車等の使用停止処分（略）
４．事業の停止処分（略）
５．営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令（略）
６．許可の取消処分（略）

附　則

１．この公示は、平成２１年１０月１日から施行する。

２．１．（８）、３．（６）、４．（５）、（７）及び(10)並びに別表の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１４年通達の規定により行政処分等を行うものとする。 ３．この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成１４年通達１．（８）の規定はなおその効力を有するものとする。	２．１．（８）、３．（６）、４．（５）、（７）及び(10)並びに別表の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１４年通達の規定により行政処分等を行うものとする。 ３．この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成１４年通達１．（８）の規定はなおその効力を有するものとする。
附　則　（平成２１年１１月２０日付け公示第９０号で一部改正） この公示は、平成２１年１２月１日から施行する。	附　則　（平成２１年１１月２０日付け公示第９０号で一部改正） この公示は、平成２１年１２月１日から施行する。
附　則　（平成２２年1月２９日付け公示第１１６号で一部改正） この公示は、平成２２年1月２９日から施行する。	附　則　（平成２２年1月２９日付け公示第１１６号で一部改正） この公示は、平成２２年1月２９日から施行する。
附　則　（平成２２年４月５日付け公示第３号で一部改正） この公示は、平成２２年４月５日から施行する。	附　則　（平成２２年４月５日付け公示第３号で一部改正） この公示は、平成２２年４月５日から施行する。
附　則　（平成２４年４月９日付け公示第３号で一部改正） この公示は、平成２４年４月１６日から施行する。	附　則　（平成２４年４月９日付け公示第３号で一部改正） この公示は、平成２４年４月１６日から施行する。
附　則　（平成２５年９月２０日付け公示第４３号で一部改正） １．この公示は、平成２５年１１月１日から施行する。 ２．この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 ３．４．（１）④の規定は、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１１月１日から同年１２月３１日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第６３号、国自旅第１３１号、国自整第５７号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。	附　則　（平成２５年９月２０日付け公示第４３号で一部改正） １．この公示は、平成２５年１１月１日から施行する。 ２．この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 ３．４．（１）④の規定は、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１１月１日から同年１２月３１日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第６３号、国自旅第１３１号、国自整第５７号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
附　則　（平成２６年1月２７日付け公示第８３号で一部改正）	附　則　（平成２６年1月２７日付け公示第８３号で一部改正）

１．この公示は、平成２６年１月２７日から施行する。 ２．この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 附　則　（平成２６年４月３０日付け公示第９号で一部改正） この公示は、平成２６年５月１日から施行する。 附　則　（平成２９年１月１６日付け公示第７６号で一部改正） この公示は、平成２９年１月１６から施行する。 附　則　（平成２９年３月１５日付け公示第９２号で一部改正） この公示は、平成２９年３月２１から施行する。	１．この公示は、平成２６年１月２７日から施行する。 ２．この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 附　則　（平成２６年４月３０日付け公示第９号で一部改正） この公示は、平成２６年５月１日から施行する。 附　則　（平成２９年１月１６日付け公示第７６号で一部改正） この公示は、平成２９年１月１６から施行する。

別表第1

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準　新旧対照表

新				旧			
違反行為		基準日車等		違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反	適用条項	事項	初違反	再違反
運送法第23条第2項				運送法第23条第2項			
（略）				（略）			
				運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
（略）				（略）			
運輸規則第21条第5項	1　疾病、疲労等のおそれのある乗務（注）			運輸規則第21条第5項	1　健康状態の把握義務違反		
	①未受診者50%未満	警告	10日車		①把握不適切50%未満	警告	10日車
	②未受診者50%以上	10日車	20日車		②把握不適切50%以上	10日車	20日車
	2　疾病、疲労等による乗務	80日車	160日車		2　疾病、疲労等による乗務	80日車	160日車
	3　薬物等使用乗務	100日車	200日車		3　薬物等使用乗務	100日車	200日車
	（注） 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。						
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車				
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反						
	①一種類の管理不適切	警告	10日車				
	②複数種類の管理不適切	20日車	40日車				

公示第９４号

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成１４年７月１日付け公示第１１号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２９年３月１７日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」

新	旧
公　　示	公　　示
公示第１１号	公示第１１号
一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について	一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について
一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。	一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。
平成１４年７月１日	平成１４年７月１日
北陸信越運輸局長　武藤　秀一	北陸信越運輸局長　武藤　秀一
記	記
１．許可（法第４条第１項）	１．許可（法第４条第１項）
（１）～（８）　（略）	（１）～（８）　（略）
（９）安全投資計画 ①　輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の（イ）～（ヌ）のそれぞれについて記載するものとする。 （イ）更新までの期間における事業の展望 （ロ）更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要 対応する計画及び事業収支見積書の関連箇所を記載すること。 （ハ）運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数 事業年度毎の運転者、運行管理者及び整備管理者の人数（非正規を含む）を記載することとし、適正な数の運転者（他の自動車運送事業の用に供する車両に兼務する者も含む。）、運行管理者及び整備管理者が選任されるものであること。 （ニ）車両取得予定台数及び保有車両台数 事業年度毎の事業用自動車の取得予定台数及び保有車両台数を記載することとし、それぞれについて車種区分、初度登録年月、ドライブレコーダーの搭載の有無等を記載した事業用自動車一覧表を添付すること。 （ホ）車両の点検及び整備に関する計画 貸切バス予防整備ガイドラインの別紙２及び別紙３を添付すること。 （ヘ）ドライブレコーダーの導入計画 （ト）初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画 （チ）公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定申請計画 （リ）認定事業者による運輸安全マネジメント評価受診計画 （ヌ）その他安全の確保に対する投資計画 ②　安全投資計画は許可を受けようとする年の事業年度開始の日から、当該許可の有効期間満了の日までの事業年度ごとの計画とする。	
（10）事業収支見積書 ①　安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の（イ）～（ヘ）のそれぞれについて記載するもの	

とする。
（イ）営業収益
内訳は次のとおりとする。
運送収入……運賃、料金及び利用料
・旅客運賃……旅客に係る運賃
・その他……旅客運賃以外の運送収入（例：道路利用料）
運送雑収……運送収入以外の営業収益（例：物品管理料、広告料、諸手数料、諸貸付料、雑収入）
このうち、営業収益については、車両一台ごとの収入を記載した書類を添付すること。この場合において、運転者数及び車両数に対応した収入となっていなければならない。
（ロ）（９）①（ハ）～（ヌ）に係る費用
・運転者等に係る費用の内訳は次のとおりとする。給与については、その単価が法令上求められるもの以上となっているかどうかを確認するため、運転者の労働時間を併せて記載すること。なお、法令に抵触する恐れがあると判断された場合には、相互通報制度を活用し、労働基準監督署等に通報することとする。
給与・手当……賃金として毎月従業員に支払われるもの
賞与……給与とは別に特別に支払われるもの
法定福利費……健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険等社会保険の保険料の事業主負担分
厚生福利費……医療・医薬品代、健康診断、食事補助金、運動・娯楽用品代、慰安旅行費用、従業員に対する病弔見舞金、厚生施設・備品の維持運営にかかる費用
その他……役員報酬、退職金等のその他の人件費の合計額
なお、法定福利費及び厚生福利費のうち、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険及び健康診断にかかる費用については別途明記すること。
・減価償却年数については、各事業者毎に定める年数とし、個別に記載すること。
・車両の点検整備に係る費用については、貸切バス予防整備ガイドラインによる費用が計上されていること。
・１．（９）（ヘ）～（ヌ）に係る費用については、その他運送費の内訳として別途明記すること。
（ハ）適正化機関に納入する負担金の額
更新する年に納入する負担金の額を目安として５年間分を計上すること。
（ニ）営業外収益
（ホ）営業外費用
（ヘ）他事業からの繰入
②　（９）①（ハ）～（ヌ）に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。
③　事業収支見積書について計画期間中毎年連続で赤字となっていないこと。
④　許可を申請する年の直近１事業年度において申請者の財務状況が債務超過ではないこと。
⑤　安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有しているかどうかについて、専門的な知見を有する者から見て適切なものであること。
⑥　事業収支見積書には、申請する年の直近１事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付することとする。（新たに法人等を設立する場合を除く。）なお、ここでいう「直近１事業年度」とは、申請する事業者における事業年度終了後１００日を経過している場合は前事業年度、経過していない場合は前々事業年度とする。

（11）資金計画
（略）

（９）資金計画
（略）

（12）法令遵守
①　申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の代表権を有する常勤の役員（取締役会非設置会社など代表取締役を選定していない申請者である場合は取締役を代表者とみなし、申請時に法令試験を受験する役員が代表権を有していない又は非常勤である場合は法令試験実施日までに代表権を有する常勤役員であることを証するに足る書面（登記事項証明書、常勤・非常勤の別を記載する欄を設けた役員名簿）の提出があること。）のうち１名が、一般貸切旅客自動車運送事業を適正に遂行するために必要な法令の知識を有する者であること。
ただし、公営事業者に関する役員の範囲は、組織規程、所掌事務規定、決裁権限規定、会計機関規定、内部会議規定、地方議会規定等に規定されているとともに、実態としても、事業計画、職員の任免、事業資産の調達等一般貸切旅客自動車運送事業の運営に関する重要事項の決定に関して権限を有するか否かにより判断するものとする。
なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。
②～③（略）

（13）損害賠償能力
（略）

（14）許可等に付す条件等
（略）

２．事業許可の更新（法第８条）

（１）１．（１）～（14）（（10）④及び（11）を除く。）の定めるところに準じて審査すること。
ただし、貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあっては、１．（12）①については確認しないものとする。
また、１．９（10）①（イ）営業収益においては、一台あたりの収入実績が地方運輸局が管轄する地域ごとの平均収入と比べて高い場合にはそれを用いることができる。

（２）１．（９）及び（10）に加え、次の（イ）及び（ロ）を提出させることとする。
ただし、事業許可の有効期限が当該事業年度の末日以前となっている場合においては、次の事業年度の開始後速やかに直近事業年度分の書類を提出すること。
（イ）安全投資実績
（ロ）事業収支実績報告書
申請する年の直近１事業年度の貸借対照表及び前回許可時から更新申請時までの間の各事業年度の損益計算書を添付することとする。

（３）（１）に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。
ただし（イ）については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。
（イ）許可を申請する年の直近１事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近３事業年度の収支が連続で赤字である場合
（ロ）前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けている場合
（ハ）前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた場合であって、更新許可申請時ま

（10）法令遵守
①　申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の代表権を有する常勤の役員（取締役会非設置会社など代表取締役を選定していない申請者である場合は取締役を代表者とみなし、申請時に法令試験を受験する役員が代表権を有していない又は非常勤である場合は法令試験実施日までに代表権を有する常勤役員であることを証するに足る書面（登記事項証明書、常勤・非常勤の別を記載する欄を設けた役員名簿）の提出があること。）のうち１名が、一般貸切旅客自動車運送事業を適正に遂行するために必要な法令の知識を有する者であること。
なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。
②～③（略）

（11）損害賠償能力
（略）

（12）許可等に付す条件等
（略）

でに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について（平成２１年１０月１６日国官運安第１５６号・国自安第８８号・国自貨第９５号）」に基づき認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合

（４）申請手続
①　申請先については、主たる事務所が存する運輸支局に提出するものとする。
②　申請時期については、次に定める期間とする。

有効期間の満了の日	申請期間
４月１日～６月３０日	２月１日～２月末日
７月１日～９月３０日	５月１日～５月末日
１０月1日～１２月３１日	８月１日～８月末日
１月１日～３月３１日	前年の１１月1日～１１月末日

３．事業計画の変更の認可（法第１５条第１項）

（１）１．（１）～（11）、（13）及び（14）①の定めるところに準じて審査するものとする。
この場合において、１．（11）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替えるものとする。

（２）～（３）　（略）

４．乗合運送の許可（法第２１条第２号）
「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」（平成１８年９月１５日付け国自旅第１４０号）に定めるところにより行うものとする。
ただし、法令遵守については、１．（12）③の定めるところに準じて審査することとする。

５．事業の譲渡譲受の認可（法第３６条第１項）
事業を譲り受けようとする者について、１．（１）～（14）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。
ただし、譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、１．（11）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替えるものとする。

（１）譲受人が、既存事業者の場合には、当該譲受人に対して実施する１．（12）①の法令試験を省略する。

（２）～（３）　（略）

（４）事業許可の更新期限については、以下のとおりとする。
①　譲渡人及び譲受人のいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲受人の更新期限とする。
②　譲渡人のみが一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、譲渡人の更新期限とする。

２．事業計画の変更の認可（法第１５条第１項）

（１）１．（１）～（９）、（11）及び（12）①の定めるところに準じて審査するものとする。
この場合において、１．（９）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替えるものとする。

（２）～（３）　（略）

３．乗合運送の許可（法第２１条第２号）
「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」（平成１８年９月１５日付け国自旅第１４０号）に定めるところにより行うものとする。
ただし、法令遵守については、１．（10）③の定めるところに準じて審査することとする。

４．事業の譲渡譲受の認可（法第３６条第１項）
事業を譲り受けようとする者について、１．（１）～（12）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。
ただし、譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業を行っている者（以下「既存事業者」という。）の場合には、１．（９）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替えるものとする。

（１）譲受人が、既存事業者の場合には、当該譲受人に対して実施する１．（10）①の法令試験を省略する。

（２）～（３）　（略）

６．合併、分割又は相続の認可（法第３５条第２項又は法第３７条第１項） 　合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、１．（１）～（14）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。 　ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業　者の場合には、１．（11）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替　えるものとする。 （１）合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する１．（12）①の法令試験を省略する。 （２）～（３）　（略） （４）事業許可の更新期限については、合併する者がいずれも一般貸切旅客自動車運送事業者である場合には、有効期間が短い者の更新期限とする。 （５）分割又は相続に係る事業許可の更新期限については、被承継人等の更新期限とする。	５．合併、分割又は相続の認可（法第３５条第２項又は法第３７条第１項） 　合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、１．（１）～（12）の定めるところに準じて審査するほか、以下のとおり行うこととする。 　ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業　者の場合には、１．（９）②中「６か月分」とあるのは「２か月分」と読み替　えるものとする。 （１）合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、当該既存事業者たる法人の役員若しくは相続人に対して実施する１．（10）①の法令試験を省略する。 （２）～（３）　（略）
７．事業の管理の受委託の許可（法第３５条第１項） 　（略） ８．運送約款の認可（法第１１条第１項） 　（略） ９．許可又は認可に付した条件の変更等 　上記１．～６．の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記１．～６．の定めるところにより審査することとする。 10．挙証等 　申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。 　また、上記１．～９．のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。 11．申請期間 　申請（２．を除く。）は、随時受け付けるものとする。 別記様式　（略） 附　則 １．この公示は、平成１４年７月１日から適用する。 ２．事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』（平成１４年１月３１日付け国自旅第１６３号）により取扱うこととし、当該通達は申請窓口に備え置くものとする。 ３．「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成１４年１月３１日付け公示第１１０号）は、平成１４年６月３０日限りでこれを廃止する。 附　則（平成１６年７月２７日付け公示第５２号で一部改正） 　この公示は、平成１６年８月１日以降に処分を行うものから適用する。 附　則（平成１７年４月２８日付け公示第９号で一部改正）	６．事業の管理の受委託の許可（法第３５条第１項） 　（略） ７．運送約款の認可（法第１１条第１項） 　（略） ８．許可又は認可に付した条件の変更等 　上記１．～５．の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記１．～５．の定めるところにより審査することとする。 ９．挙証等 　申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。 　また、上記１．～８．のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。 10．申請期間 　申請は、随時受け付けるものとする。 別記様式　（略） 附　則 １．この公示は、平成１４年７月１日から適用する。 ２．事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』（平成１４年１月３１日付け国自旅第１６３号）により取扱うこととし、当該通達は申請窓口に備え置くものとする。 ３．「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成１４年１月３１日付け公示第１１０号）は、平成１４年６月３０日限りでこれを廃止する。 附　則（平成１６年７月２７日付け公示第５２号で一部改正） 　この公示は、平成１６年８月１日以降に処分を行うものから適用する。 附　則（平成１７年４月２８日付け公示第９号で一部改正）

この公示は、平成１７年４月２８日以降に処分を行うものから適用する。
附　則（平成１８年１月２７日付け公示第１０１号で一部改正）
この公示は、平成１８年２月１日以降に処分を行うものから適用する。
附　則（平成１８年９月２９日付け公示第６５号で一部改正）
この公示は、平成１８年１０月１日以降に処分を行うものから適用する。
附　則（平成１９年８月６日付け公示第５６号で一部改正）
１．この公示は、平成１９年９月１０日以降に受理する申請から適用する。
２．「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を維続することを可能とする。
附　則（平成２０年６月３０日付け公示第３３号で一部改正）
この公示は、平成２０年７月１日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２１年９月３０日付け公示第６２号で一部改正）
この公示は、平成２１年１０月１日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２５年１０月３１日付け公示第５８号で一部改正）
この公示は、平成２５年１１月１日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２６年１月２７日付け公示第８７号で一部改正）
この公示は、平成２６年１月２７日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２６年１０月１６日付け公示第５１号で一部改正）
この公示は、平成２６年１０月１７日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２８年１１月１０日付け公示第５４号で一部改正）
この公示は、平成２８年１２月１日以降に受理する申請から適用する。
ただし、１．(12) ③については、平成２８年１２月１日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。
附　則（平成２８年１２月２０日付け公示第６５号で一部改正）
この公示は、平成２８年１２月２０日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２９年３月１７日付け公示第９４号で一部改正）
１．この公示は、平成２９年４月１日以降に受理する申請から適用する。
２．平成２９年４月１日から同年４月３０日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日まで、平成２９年５月１日から同年６月３０日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については平成２９年４月１日から同年４月３０日まで、平成２９年７月１日から同年９月３０日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については平成２９年５月１日から同年５月３１日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書は平成２９年６月３０日までに提出することとする。
３．２．（３）（ロ）及び（ハ）については、事業許可の初回更新時には適用しないものとする。
４．３．事業計画の変更の認可について、平成２９年４月１日までに事業許可を受けた者にあっては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、１．（９）及び（１０）並びに２．（２）は適用しない。

この公示は、平成１７年４月２８日以降に処分を行うものから適用する。
附　則（平成１８年１月２７日付け公示第１０１号で一部改正）
この公示は、平成１８年２月１日以降に処分を行うものから適用する。
附　則（平成１８年９月２９日付け公示第６５号で一部改正）
この公示は、平成１８年１０月１日以降に処分を行うものから適用する。
附　則（平成１９年８月６日付け公示第５６号で一部改正）
１．この公示は、平成１９年９月１０日以降に受理する申請から適用する。
２．「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を維続することを可能とする。
附　則（平成２０年６月３０日付け公示第３３号で一部改正）
この公示は、平成２０年７月１日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２１年９月３０日付け公示第６２号で一部改正）
この公示は、平成２１年１０月１日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２５年１０月３１日付け公示第５８号で一部改正）
この公示は、平成２５年１１月１日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２６年１月２７日付け公示第８７号で一部改正）
この公示は、平成２６年１月２７日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２６年１０月１６日付け公示第５１号で一部改正）
この公示は、平成２６年１０月１７日以降に受理する申請から適用する。
附　則（平成２８年１１月１０日付け公示第５４号で一部改正）
この公示は、平成２８年１２月１日以降に受理する申請から適用する。
ただし、１．(12) ③については、平成２８年１２月１日以降に新規許可処分を行うものから適用するものとする。
附　則（平成２８年１２月２０日付け公示第６５号で一部改正）
この公示は、平成２８年１２月２０日以降に受理する申請から適用する。

公示第９５号

「一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」の一部改正について

「一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」（平成１４年７月１日付け公示第１号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２９年３月１７日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　「一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」

新	旧
公　　示	公　　示
公示第１号 一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について 一般旅客自動車運送事業の許可等の申請事案について、標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤　秀一 記 １．　（略） ２．一般貸切旅客自動車運送事業 （１）事業の許可（法第４条第１項） ４ヶ月 （２）更新許可（法第８条第１項） ６ヶ月 （３）事業計画変更認可（法第１５条第１項） ４ヶ月 （４）運送約款の認可（法第１１条第１項） （略） （５）一般貸切旅客自動車運送事業者に対する乗合運送の許可（法第２１条第２号） （略） （６）事業の管理の受委託の許可（法第３５条第１項） （略） （７）事業の譲渡及び譲受の認可（法第３６条第１項） ４ヶ月 （８）法人の合併及び分割の認可（法第３６条第２項） ４ヶ月 （９）相続の認可（法第３７条第１項） ３ヶ月 ３．～４．　（略） 附　則（平成１４年７月１日付け公示第１号） １．この公示は、平成１４年７月１日から適用する。 ２．「一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」（平成１４年１月３０日付け公示第１０５号）は、平成１４年６月３０日限りでこれを廃止する。 附　則（平成１６年９月３０日付け公示第７６号で一部改正） この公示は、平成１６年１０月１日以降に申請のあったものから適用する。	公示第１号 一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について 一般旅客自動車運送事業の許可等の申請事案について、標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。 平成１４年７月１日 北陸信越運輸局長　武藤　秀一 記 １．　（略） ２．一般貸切旅客自動車運送事業 （１）事業の許可（法第４条第１項） ３ヶ月 （２）事業計画変更認可（法第１５条第１項） ２～３ヶ月 （３）運送約款の認可（法第１１条第１項） （略） （４）一般貸切旅客自動車運送事業者に対する乗合運送の許可（法第２１条第２号） （略） （５）事業の管理の受委託の許可（法第３５条第１項） （略） （６）事業の譲渡及び譲受の認可（法第３６条第１項） ３ヶ月 （７）法人の合併及び分割の認可（法第３６条第２項） ３ヶ月 （８）相続の認可（法第３７条第１項） ２ヶ月 ３．～４．　（略） 附　則（平成１４年７月１日付け公示第１号） １．この公示は、平成１４年７月１日から適用する。 ２．「一般旅客自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」（平成１４年１月３０日付け公示第１０５号）は、平成１４年６月３０日限りでこれを廃止する。 附　則（平成１６年９月３０日付け公示第７６号で一部改正） この公示は、平成１６年１０月１日以降に申請のあったものから適用する。

附　則（平成１７年４月２０日付け公示第７号で一部改正） この公示は、平成１７年５月１日以降に申請のあったものから適用する。 附　則（平成１８年９月２７日付け公示第５８号で一部改正） この公示は、平成１８年１０月１日以降に申請のあったものから適用する。 附　則（平成２０年６月３０日付け公示第２７号で一部改正） この公示は、平成２０年７月１日以降に申請のあったものから適用する。 附　則（平成２４年７月３１日付け公示第３８号で一部改正） この公示は、平成２４年７月３１日以降に申請のあったものから適用する。 附　則（平成２９年３月１７日付け公示第９５号で一部改正） この公示は、平成２９年４月１日以降に申請のあったものから適用する。	附　則（平成１７年４月２０日付け公示第７号で一部改正） この公示は、平成１７年５月１日以降に申請のあったものから適用する。 附　則（平成１８年９月２７日付け公示第５８号で一部改正） この公示は、平成１８年１０月１日以降に申請のあったものから適用する。 附　則（平成２０年６月３０日付け公示第２７号で一部改正） この公示は、平成２０年７月１日以降に申請のあったものから適用する。 附　則（平成２４年７月３１日付け公示第３８号で一部改正） この公示は、平成２４年７月３１日以降に申請のあったものから適用する。

公示第９６号

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」の
一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」（平成２５年１０月３１日付け公示第６０号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２９年3月１７日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」

新	旧
公　　示	公　　示
公示第６０号	公示第６０号
一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等について	一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等について
一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等について、申請者が当該事業の適正な遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。	一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等について、申請者が当該事業の適正な遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。
平成２５年１０月３１日	平成２５年１０月３１日
北陸信越運輸局長事務代理　石 川 成 雄	北陸信越運輸局長事務代理　石 川 成 雄
記	記
１．試験の実施時期等 法令試験は、原則として毎月１回の実施とする。 ただし、事業許可更新申請に係る法令試験に関しては、原則として申請期間終了後の翌々月とする。 なお、実施予定日の７日前までに実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。	１．試験の実施時期等 法令試験は、原則として毎月１回の実施とする。 なお、実施日時、場所等については、実施予定日の７日前までに申請者あて通知する。
２．（略）	２．（略）
３．出題範囲 別紙のとおりとする。	３．出題範囲 以下のとおりとする。 ① 道路運送法 ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則 ④ 旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥ 自動車事故報告規則 ⑦ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
４．～９．（略）	４．～９．（略）
10．再試験の実施 初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、後日再試験を実施する。 再試験の実施に係る取扱いについては、１．から８．に準じて行う。 なお、再試験の実施は１回限りとする。 また、再試験の不合格者（再試験で欠席したことにより不合格として取り扱われた者を含む）については、速やかに申請の却下処分（事業許可更新申請時においては不許可処分）の手続を行うことと　する。 ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。	10．再試験の実施 初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、後日再試験を実施する。 再試験の実施に係る取扱いについては、１．から８．に準じて行う。 なお、再試験の実施は１回限りとする。 また、再試験の不合格者については、速やかに申請の却下処分の手続を行うこととする。 ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。
11．試験の免除 試験実施日時点で、公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価	

認定制度において一つ星以上を取得している事業者にあっては、試験の受験を免除する。 12. その他 ① 試験時に持ち込み可能な書籍等は、「自動車六法」、「旅客自動車運送事業等通達集」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び「旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第１３３７号）」とする。 ② （略） 13. 事業の譲渡譲受（譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切事業」という。）を営んでいる者である場合を除く。）、合併（存続法人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）、分割（承継法人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）及び相続（相続人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）の認可申請は、この実施要領に準じて行う。 附　則 この取扱いは、平成２５年１１月１日以降に受理する申請から適用する。 附　則（平成２９年３月１７日付け公示第９５号で一部改正） この公示は、平成２９年４月１日以降に受理する申請から適用する。 別　紙 出　題　範　囲 1　道路運送法関係 ①道路運送法　②道路運送法施行令　③道路運送法施行規則 ④旅客自動車運送事業運輸規則 ⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥自動車事故報告規則 ⑦一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 2　道路運送車両法関係 ①道路運送車両法　②道路運送車両法施行令　③道路運送車両法施行規則 ④道路運送車両の保安基準 3　一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等 ①「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」 ②「旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第１３３７号）」 ③自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 ④「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」 ⑤その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等	11. その他 ① 受験の際には、自動車六法等の持ち込みを認めることとする。 ② （略） 12. 事業の譲渡譲受（譲受人が一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切事業」という。）を営んでいる者である場合を除く。）、合併（存続法人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）、分割（承継法人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）及び相続（相続人が一般貸切事業を営んでいる者である場合を除く。）の認可申請は、この実施要領に準じて行う。 附　則 この取扱いは、平成２５年１１月１日以降に受理する申請から適用する。

公示第９７号

一般貸切旅客自動車運送事業者の初回許可更新期限について

道路運送法の一部を改正する法律（平成２８年法律第１００号）附則第３条第２項及び道路運送法施行規則の一部を改正する省令（平成２９年２月２８日付け国土交通省令第８号）附則第２条の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者の初回許可更新期限を下記のとおり公示する。

平成２９年３月１７日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

［ 新 潟 県 ］

事業者名	初回許可更新期限
株式会社 妙高ハブネット	平成29年4月16日
株式会社 魚沼中央トランスポート	平成29年6月10日
株式会社 ツカダ運輸	平成29年8月23日
頸南バス 株式会社	平成29年9月17日
株式会社 北新バス	平成29年9月20日
有限会社 直江津観光バス	平成29年11月7日
南越後観光バス 株式会社	平成29年11月27日
桝形タクシー 株式会社	平成29年12月4日
アネシスバス 株式会社	平成29年12月13日
山峡交通 株式会社	平成29年12月25日
有限会社 高砂観光バス	平成29年12月25日
有限会社 北都観光	平成29年12月25日
新栄建設 株式会社	平成30年1月15日
株式会社 湯沢重機建設	平成30年1月21日
小千谷タクシー 株式会社	平成30年2月20日
フィールド観光 株式会社	平成30年3月4日
蒲原鉄道 株式会社	平成30年3月18日
柏崎タクシー 株式会社	平成30年3月18日
株式会社 はるかぜツアー	平成30年3月18日
日の出交通 株式会社	平成30年3月31日
株式会社 ほのぼの観光	平成30年5月1日
株式会社 中之島交通	平成30年5月12日
昭和観光 株式会社	平成30年6月13日
有限会社 浦島	平成30年7月10日
株式会社 新和旅行	平成30年7月24日
日の丸観光タクシー 株式会社	平成30年10月22日
やまとタクシー 株式会社	平成30年10月24日
魚沼交通 株式会社	平成30年12月22日
湯沢タクシー 株式会社	平成30年12月22日
ウエスト観光バス 株式会社	平成30年12月24日
新潟第一観光バス 株式会社	平成30年12月24日
下越観光バス 株式会社	平成30年12月24日
長岡中央観光 株式会社	平成31年1月19日
おけさ観光タクシー 株式会社	平成31年1月19日
株式会社 ケー・オー・ケー・ケー	平成31年3月23日
セントラル観光 株式会社	平成31年3月29日

中越交通　株式会社	平成31年3月29日
有限会社　シティバス	平成31年3月31日
新潟交通　株式会社	平成31年8月10日
頸北観光バス　株式会社	平成31年8月29日
株式会社　浦佐タクシー	平成31年9月1日
糸魚川バス　株式会社	平成31年9月19日
有限会社　オフイス清水	平成31年10月14日
有限会社　ひまわり観光	平成31年12月22日
小千谷観光バス　株式会社	平成31年12月22日
泉観光バス　株式会社	平成31年12月22日
頸城自動車　株式会社	平成32年1月11日
株式会社　サンライズカンパニー	平成32年2月4日
越佐観光バス　株式会社	平成32年3月29日
有限会社　きょうどう観光バス	平成32年5月26日
有限会社　越王観光バス	平成32年6月22日
株式会社　吉田家ホテル	平成32年6月22日
有限会社　妙高高原施設管理	平成32年6月22日
有限会社　東部タクシー	平成32年7月7日
越後交通　株式会社	平成32年7月21日
くびき野バス　株式会社	平成32年8月1日
北越後観光バス　株式会社	平成32年8月1日
ひかり交通　株式会社	平成32年8月25日
大滝自動車工業　株式会社	平成32年8月28日
さくら交通　株式会社	平成32年10月27日
悠久礼送　株式会社	平成32年11月7日
株式会社　聖篭タクシー	平成32年11月22日
新潟新興交通　有限会社	平成32年12月5日
美咲タクシー　株式会社	平成32年12月6日
三条タクシー　株式会社	平成33年1月23日
新潟交通観光バス　株式会社	平成33年2月3日
新潟交通佐渡　株式会社	平成33年2月3日
株式会社　宇尾野設計･機工	平成33年2月20日
ドリーム観光バス　株式会社	平成33年3月27日
有限会社　ゆきつばき観光	平成33年3月29日
アイ･ケーアライアンス　株式会社	平成33年3月29日
有限会社　西川観光バス	平成33年3月29日
有限会社　八千代レンタ.リース	平成33年6月7日
有限会社　日本海バス	平成33年6月22日
株式会社　大崎自動車	平成33年6月26日
株式会社　東蒲観光バス	平成33年8月10日

東頸バス　株式会社	平成33年9月17日
村上自動車　株式会社	平成33年12月23日
銀嶺タクシー　株式会社	平成34年3月17日
株式会社　さくらバス	平成34年3月17日

［　長　野　県　］

事業者名	初回許可更新期限
株式会社　東急リゾートサービス	平成29年6月3日
有限会社　湯乃華交通	平成29年6月10日
有限会社　ホテル星川館	平成29年6月11日
有限会社　ホテル天竜閣	平成29年6月26日
有限会社　信州高原バス	平成29年6月27日
有限会社　あずさ観光	平成29年7月4日
株式会社　ドリーム	平成29年7月10日
有限会社　硯川ホテル	平成29年7月17日
株式会社　白馬アルプスホテル	平成29年8月30日
株式会社　エーアイエム	平成29年8月30日
株式会社　オズ･トリップ	平成29年9月9日
有限会社　菱ジャパン	平成29年9月20日
株式会社　三晃荘	平成29年11月5日
エース観光　有限会社	平成29年12月25日
マツカワ観光バス　株式会社	平成29年12月25日
美ヶ原高原バス　有限会社	平成30年2月5日
株式会社　ケー･ワイ観光	平成30年3月26日
森宮交通　株式会社	平成30年4月19日
有限会社　白馬交通	平成30年5月12日
株式会社　斎藤ホテル	平成30年6月13日
株式会社　やまびこスケートの森	平成30年8月1日
長野観光バス　株式会社	平成30年8月21日
有限会社　志賀一井ホテル	平成30年9月8日
有限会社　聖高原バス	平成30年10月28日
株式会社　らんぷ屋	平成30年10月31日
アルピコ交通　株式会社	平成30年12月3日
有限会社　中島商店	平成30年12月6日
長野急行バス　株式会社	平成30年12月24日
わらび野観光　株式会社	平成30年12月24日
佐久平観光バス　株式会社	平成30年12月24日
太陽バス　株式会社	平成30年12月24日
有限会社　中央グリーン観光バス	平成30年12月24日

有限会社　全諏訪霊柩	平成30年12月24日
(一社)長野県農協共済福祉事業団	平成30年12月25日
長野交通　株式会社	平成30年12月25日
山谷観光バス　株式会社	平成31年3月29日
有限会社　てまりバス	平成31年3月30日
茅野バス観光　株式会社	平成31年3月31日
安曇観光タクシー　株式会社	平成31年4月7日
南安タクシー　有限会社	平成31年4月7日
松代タクシー　株式会社	平成31年4月9日
長電バス　株式会社	平成31年6月23日
有限会社　白川タクシー	平成31年7月5日
株式会社　住建マルイチ	平成31年8月9日
千曲バス　株式会社	平成31年8月10日
信南交通　株式会社	平成31年9月5日
中央タクシー　株式会社	平成31年9月13日
飯田風越タクシー　有限会社	平成31年9月13日
有限会社　ユイネ	平成31年10月21日
伊那バス　株式会社	平成31年12月9日
相互第一交通　株式会社	平成31年12月13日
クラウン交通　株式会社	平成31年12月22日
株式会社　葵交通	平成31年12月22日
奥白馬高原開発　株式会社	平成31年12月25日
美勢タクシー　株式会社	平成32年1月11日
株式会社　白馬フォーティセブン	平成32年3月7日
有限会社　やまびこ	平成32年3月23日
有限会社　信州観光バス	平成32年3月29日
株式会社　フクトミ	平成32年3月29日
和田バス　有限会社	平成32年4月8日
株式会社　桑田館	平成32年4月13日
松林俊直	平成32年4月18日
柿木観光バス　株式会社	平成32年5月15日
株式会社　アリーナ	平成32年6月22日
有限会社　志賀高原交通	平成32年6月22日
ミレニアム観光バス株式会社	平成32年6月22日
有限会社　丸子観光バス	平成32年6月22日
株式会社　南木曽観光タクシー	平成32年6月22日
有限会社　山ノ内観光バス	平成32年8月2日
有限会社　エヌ･ケー･ビー	平成32年8月2日
スマイル観光旭　株式会社	平成32年8月7日
有限会社　ホテルおもだか	平成32年8月7日

軽井沢バス　株式会社	平成32年8月7日
有限会社　軽井沢観光	平成32年8月7日
トラビスジャパン　株式会社	平成32年8月7日
株式会社　マイハウス社	平成32年11月21日
北部タクシー　有限会社	平成32年11月21日
株式会社　野辺山産業	平成32年11月22日
株式会社　エムトラベル	平成32年11月30日
有限会社　ダイヤモンドバス	平成32年12月5日
有限会社　バンダ	平成32年12月5日
公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社	平成32年12月14日
白馬観光タクシー　株式会社	平成32年12月14日
伊南乗用自動車　有限会社	平成32年12月20日
明科第一交通　株式会社	平成32年12月27日
こまくさ観光　株式会社	平成33年1月7日
有限会社　ビー・エー・エス	平成33年1月23日
株式会社　志賀パークホテル	平成33年1月25日
上田観光自動車　株式会社	平成33年1月31日
株式会社　ティーアール観光	平成33年2月13日
朝日観光自動車　株式会社	平成33年2月26日
みゆきの交通　株式会社	平成33年3月5日
長野中央バス　有限会社	平成33年3月8日
木下水引　株式会社	平成33年3月14日
菅平観光タクシー　株式会社	平成33年3月16日
南信州広域タクシー　有限会社	平成33年3月16日
スターバス　株式会社	平成33年3月27日
共和観光バス　株式会社	平成33年3月27日
株式会社　裾花観光バス	平成33年3月27日
おんたけタクシー　株式会社	平成33年3月27日
有限会社　飯綱ハイヤー	平成33年3月29日
有限会社　軽井沢高原バス	平成33年3月29日
望月観光タクシー　株式会社	平成33年3月30日
望月ハイヤー　有限会社	平成33年3月30日
株式会社　関電アメニックス	平成33年4月6日
株式会社　軽井沢交通バス	平成33年4月13日
有限会社大渚交通	平成33年5月25日
木曽交通株式会社	平成33年5月30日
東信観光バス　株式会社	平成33年6月16日
北安観光タクシー　株式会社	平成33年6月25日
有限会社　ホテル一乃瀬	平成33年6月26日
やぶはらタクシー株式会社	平成33年7月11日

有限会社 ワイズ･ホーク	平成33年7月20日
株式会社 みまき野観光	平成33年8月9日
有限会社 白樺湖レイクサイドホテル山幸閣	平成33年8月10日
昌栄高速運輸株式会社	平成33年8月22日
岳北ハイヤー有限会社	平成33年8月22日
有限会社 五色の湯旅館	平成33年8月24日
有限会社 鹿鳴荘	平成33年9月17日
有限会社 伍和産業	平成33年9月17日
株式会社 ラビット観光	平成33年9月22日
有限会社カクマハイヤー	平成33年9月26日
ニュー交通有限会社	平成33年9月26日
株式会社志賀高原ホテル志賀サンバレー	平成33年10月31日
信濃物流 株式会社	平成33年12月6日
株式会社 バイタル	平成33年12月26日
信濃観光バス 株式会社	平成34年1月10日
有限会社 うづらや	平成34年1月15日
丸本商事 株式会社	平成34年1月15日
有限会社 ユニバーサル運輸	平成34年1月29日
株式会社 明神館	平成34年1月29日
上田バス株式会社	平成34年1月30日
おんたけ交通 株式会社	平成34年2月6日
有限会社金子	平成34年2月28日
有限会社 志摩	平成34年3月15日
有限会社シンリク観光	平成34年3月17日
有限会社高府自動車	平成34年3月17日
アルピコタクシー株式会社	平成34年3月17日
ヒロモト観光バス株式会社	平成34年3月17日
伊那タクシー株式会社	平成34年3月17日
平成交通 有限会社	平成34年3月26日
のざわ温泉交通 株式会社	平成34年3月27日
草軽交通株式会社	平成34年3月31日
岡谷観光バス有限会社	平成34年3月31日

［ 富 山 県 ］

事業者名	初回許可更新期限
高岡交通 株式会社	平成29年4月1日
西部観光 株式会社	平成29年4月1日
城南交通 株式会社	平成29年6月15日

桜井交通　株式会社	平成29年12月25日
A－Bus交通　株式会社	平成30年1月15日
中部観光　株式会社	平成30年2月3日
富山地鉄北斗バス　株式会社	平成30年3月20日
株式会社　伏木ポートサービス	平成30年3月30日
三和交通　株式会社	平成30年7月4日
魚津交通　株式会社	平成30年7月4日
金閣自動車商会　株式会社	平成30年7月4日
荒木利文（滑川観光バス）	平成30年8月19日
イル力交通　株式会社	平成30年12月16日
新富観光サービス　株式会社	平成30年12月25日
となみ観光交通　株式会社	平成31年2月2日
株式会社　ふくみつ華山温泉	平成31年3月15日
株式会社　ユーカリトラベル	平成32年1月20日
富山地方鉄道　株式会社	平成32年5月11日
富山グリーン観光　株式会社	平成32年8月20日
アルペン交通　株式会社	平成32年11月5日
入善観光バス株式会社	平成32年12月21日
海王交通　株式会社	平成32年12月21日
エムアールテクノサービス　株式会社	平成33年3月31日
株式会社　サクラ	平成33年4月8日
加越能バス　株式会社	平成33年6月30日
株式会社　アイカワ	平成33年9月16日
朝日観光バス　株式会社	平成33年10月1日
株式会社　なぎさ交通	平成33年10月12日
株式会社　うみあかり	平成33年11月22日
オークスバス　株式会社	平成33年11月22日
株式会社　三島野観光	平成33年11月22日
チューリップ交通　株式会社	平成33年12月20日
有限会社　石動タクシー	平成34年1月21日
平和交通　株式会社	平成34年2月7日

［　石　川　県　］

事業者名	初回更新許可期限
有限会社　能登金剛交通	平成29年6月19日
北鉄能登バス　株式会社	平成29年6月19日
有限会社　やまじゅう	平成29年6月26日
株式会社　マップ	平成29年6月28日
能登島交通　株式会社	平成29年7月1日

加賀白山バス　株式会社	平成29年9月20日
株式会社　大蔵	平成29年10月1日
ケイ・エス　株式会社	平成29年11月8日
鳳南タクシー　株式会社	平成29年11月9日
有限会社　めだか交通	平成29年12月5日
有限会社　三交バス	平成29年12月25日
穴水交通　株式会社	平成29年12月25日
株式会社　はやぶさ観光	平成29年12月25日
株式会社　丸一観光	平成30年8月15日
港タクシー　株式会社	平成30年9月13日
株式会社　ホワイトリング	平成30年10月7日
スズ交通　株式会社	平成30年10月28日
株式会社　南葬儀社	平成30年12月11日
株式会社　サンレー	平成30年12月16日
有限会社　もりやま	平成31年1月20日
ののいちバス　株式会社	平成31年3月25日
株式会社　ホテル海望	平成31年3月25日
有限会社　ツキダ観光	平成31年4月23日
株式会社　田鶴浜交通	平成31年5月31日
有限会社　つばさ	平成31年7月28日
石川相互小型バス　有限会社	平成31年7月30日
京福リムジンバス　株式会社	平成31年8月10日
株式会社　米永	平成31年9月24日
株式会社　富士交通	平成31年10月3日
株式会社　能登里山交通	平成31年11月16日
沖津運輸　株式会社	平成31年12月13日
加賀温泉バス　株式会社	平成31年12月15日
なるわ交通　株式会社	平成31年12月15日
日本海観光バス　株式会社	平成31年12月28日
株式会社　きらめき	平成31年12月28日
夢フロンティア　株式会社	平成32年1月30日
額交通　株式会社	平成32年3月10日
中日本エクスプレス　株式会社	平成32年3月10日
小松バス　株式会社	平成32年4月6日
北陸交通　株式会社	平成32年4月6日
有限会社　美湾荘	平成32年4月13日
北日本観光自動車　株式会社	平成32年5月18日
有限会社　山加興産	平成32年6月2日
大和タクシー　株式会社	平成32年6月14日
北陸鉄道　株式会社	平成32年9月19日

有限会社　フィット	平成33年2月12日
有限会社　北陸イー観光	平成33年2月13日
株式会社　ホテル･アローレ	平成33年3月6日
株式会社　宝仙閣	平成33年4月4日
株式会社　高浜タクシー	平成33年6月7日
北鉄金沢バス　株式会社	平成33年7月17日
北崎自動車工業　株式会社	平成33年10月18日
有限会社　なぎさ交通	平成33年11月1日
有限会社　山口葬儀社	平成33年11月7日
株式会社　中島タクシー	平成33年11月22日
有限会社　恋路観光バス	平成34年2月25日
金城交通　株式会社	平成34年2月25日
株式会社　旭観光	平成34年2月25日
北鉄奥能登バス　株式会社	平成34年3月24日
オークス　株式会社	平成33年2月29日

公示第９８号

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の
許可等に係る事前試験の合格者について

平成２９年３月２３日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験について」（平成１４年７月１日付け公示第２３号）に基づき、平成２９年３月１５日に実施した事前試験合格者を下記のとおり発表する。

記

【法令のみ】

営業区域	合格者受験番号
新潟交通圏	201703 新潟 01
新潟交通圏	201703 新潟 02
新潟交通圏	201703 新潟 03
金沢交通圏	201703 金沢 01
金沢交通圏	201703 金沢 02

公示第９９号

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」（平成２６年１月２７日付け公示第７６号）を別紙のとおり一部改正する。

平成２９年３月２７日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

別紙　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

新	旧
公　　示 公示第７６号 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 83 号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり定めたので、公示する。 平成２６年１月２７日 北陸信越運輸局長　和迩　健二 記 第１　営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第２条第１項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。 １．タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。 　そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加える	公　　示 公示第７６号 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 83 号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり定めたので、公示する。 平成２６年１月２７日 北陸信越運輸局長　和迩　健二 記 第１　営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第２条第１項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。 １．タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。 　そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加える

ことにより算定されることとなる。	ことにより算定されることとなる。
供給輸送力削減率 ＝ 減車率 ＋ 営業方法制限率 （供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率 減車率：減車による供給輸送力の削減率 営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率）	供給輸送力削減率 ＝ 減車率 ＋ 営業方法制限率 （供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率 減車率：減車による供給輸送力の削減率 営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率）
２．営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第２条第２項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。 （ア）全日（週７日）とも保有する全車両の 20%を使用停止する場合 営業方法制限率 ＝ 20% （イ）日曜日に保有する全車両を使用停止する場合 営業方法制限率 ＝ 日曜日収入率 （ウ）火曜日に保有する全車両の 30%を使用停止する場合 営業方法制限率 ＝ 火曜日収入率×0.3 （エ）水曜日に保有する全車両の 20%を、木曜日に保有する全車両の 40%を使用停止する場合 営業方法制限率 ＝ 水曜日収入率×0.2 ＋ 木曜日収入率×0.4	２．営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第２条第２項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。 （ア）全日（週７日）とも保有する全車両の 20%を使用停止する場合 営業方法制限率 ＝ 20% （イ）日曜日に保有する全車両を使用停止する場合 営業方法制限率 ＝ 日曜日収入率 （ウ）火曜日に保有する全車両の 30%を使用停止する場合 営業方法制限率 ＝ 火曜日収入率×0.3 （エ）水曜日に保有する全車両の 20%を、木曜日に保有する全車両の 40%を使用停止する場合 営業方法制限率 ＝ 水曜日収入率×0.2 ＋ 木曜日収入率×0.4
曜日収入率：特定の曜日の収入額 ／ １週間の収入額 （曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が北陸信越運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。）	曜日収入率：特定の曜日の収入額 ／ １週間の収入額 （曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が北陸信越運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。）
３．営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、２．以外の方法により実施することもできることとする。	３．営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、２．以外の方法により実施することもできることとする。
第２　特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。	第２　特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。
１．当該車両については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。 ２．１．による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後	１．当該車両については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。 ２．１．による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後

６ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。 ３．２．による新規登録等は、以下の①～④のいずれかの車両（以下「ＵＤ車両等」という。）に限り行うことができる。 ①　ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日付け国自旅第 192 号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。） ②　電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー ③　燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー ④　事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）における補助対象機器（ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。）を搭載している初度登録車両（車両法第７条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。）のタクシー ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をＵＤ車両等以外の車両からＵＤ車両等へ代替えした場合は、その車両数を限度としてＵＤ車両等以外の車両とすることができる。 ４．１．による抹消登録等を行う場合は、法第８条の７に規定する事業者計画に、２．による新規登録等を行う場合又は、第３による営業方法の制限を行う場合を除き、道路運送法第１５条第３項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出（減車）（以下「減車届出」という。）がなされたものとして取り扱われる旨を記載しなければならない。	６ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。 ３．２．による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日付け国自旅第 192 号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「ＵＤ車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部をＵＤ車両等以外の車両からＵＤ車両等へ代替えした場合は、その車両数を限度としてＵＤ車両等以外の車両とすることができる。 ４．１．による抹消登録等を行う場合は、法第８条の７に規定する事業者計画に、２．による新規登録等を行う場合又は、第３による営業方法の制限を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。
第３　準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。 １．営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。 ２．１．の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。 ①　「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成 19 年 11 月 20 日付け国自旅第 208 号通達）」に基づく特定特別監視地域（以下、単に「特定特別監視地域」という。）から改正前の法に基づく特定地域（以下、「旧特定地域」という。）及び準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。） 対象事業者は、特定特別監視地域指定日（地域の実情を勘案し、地方運輸局長が別に定めた場合はその日。以下同じ。）からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として地方	第３　準特定地域において、営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。 １．営業方法の制限を行う車両については、車両法に規定する抹消登録等を行うことができる。 ２．１．の対象事業者及び対象車両数は以下のとおりとする。 ①　「特定特別監視地域等において試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成 19 年 11 月 20 日付け国自旅第 208 号通達）」に基づく特定特別監視地域（以下、単に「特定特別監視地域」という。）から改正前の法に基づく特定地域（以下、「旧特定地域」という。）及び準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。） 対象事業者は、特定特別監視地域指定日（地域の実情を勘案し、地方運輸局長が別に定めた場合はその日。以下同じ。）からの減休車率が、特定特別監視地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として地方

運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。 ② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。） 対象事業者は、旧特定地域指定日（地域の実情を勘案し、地方運輸局長が別に定めた場合はその日。以下同じ。）からの減休車率が、旧特定地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。 ③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。） 対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以降、１年間（地方運輸局長が別に定めた場合はその期間（ただし、その期間は１年以上とする。））の当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。 ④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、原則、事業の廃止等による減車分は含めないこととする。 ３．地域指定解除までの間、１．により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。 ４．３．による新規登録等はＵＤ車両等に限り行うことができる。 ただし、平成２８年１１月４日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部をＵＤ車両等以外の車両からＵＤ車両等へ代替えした場合は、その車両数を限度としてＵＤ車両等以外の車両とすることができる。 ５．１．による抹消登録等を行う場合は、法第１１条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、地方運輸局長の認定を受けなければならない。 ① 活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を２．の車両数を限度として実施すること。 ② １．による抹消登録等及び３．による新規登録等を実施する車両数については、事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。（区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。） ③ 準特定地域指定が解除（特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下	運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、特定特別監視地域指定日から実施した減休車数を限度とする。 ② 旧特定地域から準特定地域に継続して指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含み、①に該当する場合を除く。） 対象事業者は、旧特定地域指定日（地域の実情を勘案し、地方運輸局長が別に定めた場合はその日。以下同じ。）からの減休車率が、旧特定地域指定日から最初の準特定地域指定日までの当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、旧特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。 ③ ①、②以外で準特定地域に指定されている場合（途中で特定地域に指定された場合を含む。） 対象事業者は、準特定地域指定日からの減休車率が、準特定地域指定日以降、１年間（地方運輸局長が別に定めた場合はその期間（ただし、その期間は１年以上とする。））の当該地域において実施された減休車として地方運輸局長が定める割合以上である事業者とし、対象車両数は、準特定地域指定日から実施した減休車数を限度とする。 ④ ①～③の減休車率の算出にあたっては、原則、事業の廃止等による減車分は含めないこととする。 ３．地域指定解除までの間、１．により抹消登録等を行った車両数を上限として車両法に規定する新規登録等を行うことができる。 ４．３．による新規登録等は以下の①又は②の車両（以下「新規登録等可能車両」という。）に限り行うことができる。 ① ＵＤ車両等 ② 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）における補助対象機器（ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置又は車線維持支援制御装置。）を搭載している初度登録車両（車両法第７条に規定する新規登録を受けるものであって、その登録が初度のもの。） ただし、平成２８年１１月４日以後の準特定地域指定期間中に保有車両の一部を新規登録等可能車両以外の車両から新規登録等可能車両へ代替えした場合は、その車両数を限度として新規登録等可能車両以外の車両とすることができる。 ５．１．による抹消登録等を行う場合は、法第１１条に規定する活性化事業計画に以下の内容を記載し、地方運輸局長の認定を受けなければならない。 ① 活性化事業計画における事業再構築として、営業方法の制限による供給輸送力の削減を２．の車両数を限度として実施すること。 ② １．による抹消登録等及び３．による新規登録等を実施する車両数については、事業計画に記載する事業用自動車の区分ごとに営業所の所在地を管轄する運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。（区分ごとの実施車両数に変更が生じた場合も同様とする。） ③ 準特定地域指定が解除（特定地域に指定されたことによる解除は除く。以下

同じ。）された時点において、１．による抹消登録等を行った車両のうち、３．による新規登録等を行わなかった車両については、減車届出がなされたものとして取り扱われること。 ６．特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、１．による抹消登録等を行った車両については、第２による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第２　４．の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後６ヶ月を経過するまでの間に第２　２．による新規登録等を行う場合又は第３による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。 ７．準特定地域指定が解除された後６ヶ月を経過するまでの間に、５．③の取扱いにより減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 137 号・国自旅第 217 号・国自貨第 55 号・国自整第 161 号通達）」３⑬の規定は適用しない。 第４　上記、第２及び第３の規定に基づいて抹消登録等を行った場合は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。 附　則 本公示は、平成２６年１月２７日から施行する。 附　則（平成２８年４月７日付け公示第２号で一部改正） 改正後の公示は、平成２８年４月７日から適用する。 附　則（平成２８年１１月４日付け公示第５１号で一部改正） 改正後の公示は、平成２８年１１月４日から適用する。 附　則（平成２９年３月２７日付け公示第９９号で一部改正） 改正後の公示は、平成２９年３月２７日から適用する。	同じ。）された時点において、１．による抹消登録等を行った車両のうち、３．による新規登録等を行わなかった車両については、道路運送法第１５条第３項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出（減車）（以下「減車届出」という。）がなされたものとして取り扱われること。 ６．特定地域に指定されたことにより準特定地域の指定が解除された場合、１．による抹消登録等を行った車両については、第２による営業方法の制限を行ったものとみなす。ただし、第２　４．の事業者計画に記載しない車両については、特定地域指定の解除後６ヶ月を経過するまでの間に第２　２．による新規登録等を行う場合又は第３による営業方法の制限を行う場合を除き、減車届出がなされたものとして取り扱うものとする。 ７．準特定地域指定が解除された後６ヶ月を経過するまでの間に、５．③の取扱いにより減車された車両数を限度として増車を行った場合においては、「自動車運送事業の監査方針について（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 137 号・国自旅第 217 号・国自貨第 55 号・国自整第 161 号通達）」３⑬の規定は適用しない。 第４　上記、第２及び第３の規定に基づいて抹消登録等を行った場合は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。 附　則 本公示は、平成２６年１月２７日から施行する。 附　則（平成２８年４月７日付け公示第２号で一部改正） 改正後の公示は、平成２８年４月７日から適用する。 附　則（平成２８年１１月４日付け公示第５１号で一部改正） 改正後の公示は、平成２８年１１月４日から適用する。

公示第１００号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

道路運送法施行規則第５５条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から１０日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から１０日以内のものとする。

記

１．申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
２．事案の件名及びその番号
３．意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
４．意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成２９年３月２７日

北陸信越運輸局長　　江角　直樹

（事案の件名）

事案番号	申請者の氏名又は名称（法人番号）	運賃ブロック	事案の概要		
			運賃及び料金の種類	現行	申請
28旅第14号	平和タクシー株式会社（8220001003807）	金沢地区	利用回数割引	設定あり（H29.4.23まで）	毎回乗車時に１ポイント付与。累計２０ポイントとなった場合、２１回以降利用時に５００円を割引する。
28旅第15号	示野タクシー株式会社（3220001003373）				
28旅第16号	みどり交通株式会社（9220001006866）				

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第３７１号
認証年月日	平成２９年3月２２日
事業者名	白川　献也
事業場の名称	シラカワオートサービス
事業場の所在地	新潟県新潟市北区西名目所５５０８番地２
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第２４１号
認証年月日	平成２９年3月１５日
事業者名	山本　一樹
事業場の名称	横越自動車工業
事業場の所在地	富山県富山市新屋字柳橋割１４７番１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車及び小型三輪自動車については、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝 小型二輪自動車及び軽自動車については、原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第２４２号
認証年月日	平成２９年3月１７日
事業者名	ネッツトヨタ富山株式会社（法人番号　6230001002405）
事業場の名称	ネッツトヨタ富山株式会社　高岡 U-car ステーション
事業場の所在地	富山県高岡市木町３番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第２４３号
認証年月日	平成２９年3月１７日
事業者名	富山トヨペット株式会社（法人番号　9230001002146）
事業場の名称	富山トヨペット株式会社　くるる高岡店
事業場の所在地	富山県高岡市六家字堂田８０６番１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業

対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第２４４号
認証年月日	平成２９年３月１７日
事業者名	山口　広幸
事業場の名称	ＲＡＣ　ＦＡＣＴＯＲＹ
事業場の所在地	富山県富山市婦中町増田１３番１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第２４５号
認証年月日	平成２９年３月２２日
事業者名	二木　太
事業場の名称	リミット
事業場の所在地	富山県富山市水橋狐塚２１７番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第２４６号
認証年月日	平成２９年３月２２日
事業者名	森本自動車有限会社（法人番号　8230002009083）
事業場の名称	森本自動車有限会社　黒部店
事業場の所在地	富山県黒部市田家新７１６番１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第３９７号
認証年月日	平成２９年２月３日
事業者名	山口　成登志
事業場の名称	ドクターパパ
事業場の所在地	石川県金沢市専光寺町ヲ２番
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業

対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第３９８号
認証年月日	平成２９年3月１０日
事業者名	城西自動車工業株式会社（法人番号　4220001003414）
事業場の名称	城西自動車工業株式会社
事業場の所在地	石川県金沢市寺中町イ４６番地３
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第３９９号
認証年月日	平成２９年3月２８日
事業者名	石倉　哲也
事業場の名称	ｉ－ｓｔｙｌｅ
事業場の所在地	石川県七尾市細口町ろ４１番１
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

以上